

【プログラム参加規則】

2014年5月30日改定

1. 参加申込み

国際ナショナル・インターンシップ・プログラム（以下 IIP という）の提供するプログラムに参加しようとする者は、本「参加規則」、「募集要項」、「応募・参加に関する注意事項」、「プログラム参加申込にあたって」および選考試験結果通知の内容を承諾の上で、参加申込みを行なうものとし、その手続きに際しては、IIP の指示に従って、参加申込書等の必要書類を提出し、申込金を支払うものとする。

2. 参加登録

(1) IIP が参加申込書等の必要書類および申込金を受領した時点で、参加申込者は、参加登録され参加者となる。参加登録の有効期間は 2 年間とし、参加者は当該登録期間内に海外研修に出発するものとする。

(2) 納入された申込金は、正当な理由がない限り返金されない。

3. 研修国および研修先

研修国および研修先については、IIP が参加者の希望・経歴・語学力や研修先の受け入れ条件等を考慮して選定する。参加者からの研修地域の指定は受け付けられない。また、参加者が IIP の選定に従わない場合は、新たに研修先を選定できないこともある。

4. 研修期間

研修国によっては、ビザ・滞在許可等の発給条件等により、研修期間が参加者の希望する期間よりも短縮される場合がある。

5. 出発時期

(1) 以下の場合等には、参加者の希望する時期に出発できないことがある。

- ① 参加者の書類提出や参加費支払等の手続きが遅れた場合。
- ② 参加者のビザ・滞在許可等の取得に時間がかかった場合。
- ③ IIP による研修先の選定に時間がかかった場合。
- ④ 参加者の語学力や経験等が研修先の要求するレベルに達しない場合。

(2) 参加者側の事由による出発の延期は、参加登録の有効期間内で 2 回まで可能とする。ただし、延期の都度、後述の第 8 条に規定された参加取消料の算定方式を準用した金額が、違約金として課徴される。

6. 参加者の責務

参加者は、以下の責務を負うものとする。

- ① IIP への提出書類はすべて指定期日までに提出すること。
- ② IIP の指定の通り、申込金および参加費等を納入すること。
- ③ E メールアドレス（携帯電話用は不可）を取得し、参加申込み時から研修終了時まで、常に IIP との E メールによる通信が可能な状態を保つこと。
- ④ 出発時から帰国時までをカバーする海外旅行保険に加入すること。
- ⑤ 海外研修に必要なパスポート・ビザ・滞在許可・航空券を取得すること。
- ⑥ 活動のレポート等を IIP の指示に従って提出すること。
- ⑦ IIP から必要と判断された場合には、国内および現地でのオリエンテーションや講習へ参加し、その諸経費を負担すること。
- ⑧ 連絡先を IIP や研修先・滞在先等（以下にプログラム関係者と総称する）が常に把握できるようにし、変更があれば遅滞なく通知すること。研修中、旅行等で不在になる場合も、スケジュールと連絡先を IIP やプログラム関係者に必ず通知すること。
- ⑨ 研修先では課題に真摯に取り組むとともに、研修地域の活動に積極的に参画することにより、プログラム関係者にとって参加者の受け入れが有意義なものとなるよう努力を尽くすこと。
- ⑩ 研修終了後は、海外での滞留を継続する場合における公的機関等との必要な手続きを含め、すべて参加者自身の責任と費用で行動すること。

7. 参加費

- (1) 参加者は、指定の期日までに参加費を支払わなければならない。
- (2) 参加費の金額は、参加申込時点で有効な「募集要項」に記載された通りとする。ただし、経済変動等の諸事情により、申込み後であっても参加費の金額が変更されることがある。
- (3) 参加費は、正当な理由がない限り返金されず、海外研修に向けて出発した以降は、一切返金されない。

8. 参加取消

- (1) 参加者は、参加を取り消す場合、文書で IIP へ申し出なければならない。当該申出文書の受理をもって、IIP は参加取消として処理する。
- (2) 参加取消の処理が為された参加者は、当該処理が為された時点に関する以下の区分と算定方式に基づき、参加取消料を支払わなければならない。

A: 基準出発日の 61 日以上前の場合	参加費の 10%
B: 基準出発日の 60 日前から 31 日前までの場合	参加費の 30%
C: 基準出発日の 30 日前から 15 日前までの場合	参加費の 50%
D: 基準出発日の 14 日前から前々日前までの場合	参加費の 70%
E: 基準出発日の前日以降の場合	参加費の 90%
- (3) 前項の「基準出発日」とは、予定出発月の第 1 金曜日をいう。
- (4) 参加取消時手数料やその他の料金・費用等が発生していた場合、参加者は、参加取消料に加えてそれらを支払うものとする。

9. IIP の責任の免除

- (1) IIP は、以下に例示するような事柄を含め、IIP の故意または過失によらない事由により生じた参加者の研修の開始または継続の不可能については、その責任を負わない。
 - ① 参加者がパスポート・ビザ・滞在許可・航空券を取得できなかったこと。
 - ② 渡航到着地において、研修国への入国許可・移動許可がなかったこと。
 - ③ 再入国や滞在期間の延長が認められなかったこと。
 - ④ 研修先決定後に、研修先の事情により受け入れ不可能となったこと。
 - ⑤ 天災、地震、暴動、戦乱、ストライキ、偶発事故、その他不可抗力。
- (2) IIP は、IIP の故意または過失によるものでない限り、参加者の生命・身体・財産に生じた損害、および参加者の行為により第三者の生命・身体・財産に生じさせた損害については、その責任を負わない。

10. 参加登録の抹消

参加者に以下のような事態が生じたとき、IIP は、参加登録を抹消し、海外研修の取り止めや海外研修の途中での打ち切りを通告することがある。

- ① 前述の第 6 条に規定された参加者の責務を果たさない場合。
- ② 法令や公序良俗に反する行為をした場合。
- ③ IIP やプログラム関係者のルール・指示・通告等に従わない場合。
- ④ 病気・ケガや精神の不安定等により、適切な研修ができないと IIP やプログラム関係者が判断した場合。
- ⑤ IIP に届け出た参加者自身に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。
- ⑥ IIP および研修先の許可なく活動を休止または放棄した場合。
- ⑦ 言動がプログラムの円滑な運営を妨げると判断された場合。
- ⑧ 故意または過失の有無を問わず、プログラム関係者から研修・滞在先の開始または継続を拒否され、あるいは帰国を勧告された場合。
- ⑨ 本「参加規則」に違反した場合。

11. 紛争解決方法と賠償責任

- (1) プログラムに関連して何らかの問題が発生した場合には、協議によって解決を図るものとし、その協議は、状況把握を的確に行うため、直接の当事者のみで行なわれるものとする。ただし、当事者が未成年の場合は、保護者による代理行為が認められる。
- (2) 参加者は、法令や本「参加規則」に違反する行為によって IIP やプログラム関係者の名誉を傷つけたり損害を生じさせた場合は、その賠償の責を負わなければならない。
- (3) IIP が参加者に対して損害賠償責任を負うべき場合、その賠償総額は、参加者より支払われた参加費の額を超えないものとする。

12. その他

- (1) 参加者に適用される「募集要項」、「応募・参加に関する注意事項」ならびに本「参加規則」等の IIP の文書については、参加申込時における最新版を有効なものとする。
- (2) 本「参加規則」は、事前の告知なしに変更されることがある。

以上